

防犯連絡所の運用要領について

平成2年10月31日
岩手県警察本部
防犯発第190号
警務発第92号
刑事発第134号
交通発第123号
警備発第224号
警察本部長

〔沿革〕平成13年3月岩生安発第24号改正

各 部 長
各 所 属 長

この度、社団法人岩手県防犯連合会（以下「県防連」という。）において、平成2年11月1日付けで防犯連絡所設置要綱（昭和44年6月1日付け）を廃止し、新たに別添のとおり防犯連絡所設置運営要綱（以下「要綱」という。）及び地区防犯連絡会協議会会則並びに岩手県防犯連絡所協議会連合会会則を制定して、各地区防犯協会連合会に防犯連絡所活動を強化するように通知したところである。

各警察署にあっては、防犯連絡所が地域における自主防犯活動の拠点として機能するように積極的に指導、援助等を行い、効果的に運用されるように努められたい。

記

第1 制定の趣旨

この要綱は、最近における都市化の急激な進展による住民の連帯意識の希薄化や匿名性の増大等住民意識の変化、各種警察事象の多様化に伴い十分対応し得なくなった防犯連絡所活動が、真に地域における地域安全活動の基盤となるように防犯連絡所の組織上の性格を明確にし、併せて有機的な活動を促進させるために防犯連絡会（以下「連絡会」という。）等を設置するなど組織機構を整備して運営改善を図り、民警一体による防犯活動体制を強化することを目的として制定したものである。

第2 指導上の配意事項

1 自主活動の促進

防犯連絡所は、地域住民の相互連帯意識を高め、共助の精神により犯罪のない明るい地域づくりを自主的に推進し、諸般の警察活動に協力するため、市町村防犯協会の下部組織として設置されたものである。したがって、署長は、防犯連絡所の性格及び趣旨を理解のうえ、その機能が十分に発揮できるように防犯協会等と緊密な連携を図り、随時、適切な指導、援助を行い、その自主活動を促進させること。

2 連携活動の推進

防犯連絡所の自主活動を促進するためには、警察官が防犯連絡委員との緊密な関係を保持し、相互の信頼関係を発展させることが肝要である。したがって、署長は、交番等の警察官はもとより、署員を機会あるごとに防犯連絡所に立寄らせて必要な指導・助言を行わせるとともに、防犯連絡委員からの意見、要望についても積極的にくみ取り、警察活動に反映させるようにその連携を図ること。

3 連絡会及び地区協議会の重要性

防犯連絡会は、所管区内の防犯連絡所活動の中核となる組織であり、地区防犯連絡会協議会（以下「地区協議会」という。）は、地区防犯協会連合会の防犯連絡所の活動を活発化させる連絡組織として位置付けられたものである。したがって、署長は、連絡会及び地区協議会の重要性を認識のうえ、その運営が有機的に機能するように積極的な指導、援助に努めること。

4 防犯連絡委員の署長委嘱

防犯連絡委員の委嘱は、新要綱では市町村防犯協会長と署長の連名により行うこととなった。その趣旨は、地域における自主防犯活動の拠点として期待される防犯連絡所と警察との関係を明確にして、指導、援助し、その活動をより有機的に機能させようとしたところにある。したがって、署長は、その人選に当たっては警察の立場から

積極的に意見を述べるなど適任者の委嘱に配慮すること。

第3 運用上の留意事項

要綱の解釈及び運用上の留意事項は、次のとおりである。

1 要綱第2（防犯連絡所の性格）

防犯連絡所は、地域における防犯活動の拠点となって各種の防犯活動を自主的に行うことが基本となっている。したがって、防犯連絡所が、委嘱した形だけに終わることなく、効果的に機能させるため積極的に働きかけるなど、その自主活動を引き出すように指導・助言を怠らないこと。

2 要綱第3（防犯連絡所の設置基準）

(1) 第1号の「おおむね100世帯に一箇所」の基準は、防犯懇談会や防犯活動を行う場合、防犯連絡委員の活動上、適当と思われる基準を示したもので地域の实情によっては必ずしもこれにとられる必要はなく、弾力的に運用すること。

(2) 第2号の「その他行政区画、住宅状況等に応じて防犯上必要な箇所」の趣旨は、最近の居住環境の変化に対応できるように、例えば、規模の大きいアパート、マンション等の中にも防犯連絡委員を置くことができることにしたものである。

3 要綱第4（防犯連絡委員の委嘱等）

防犯連絡所の活動が活発に行われるためには、防犯連絡委員の人選に負うところが大きいので、地域の实情について熟知して積極的に活動できる者を防犯協会や関係者と協議のうえ人選するなど委嘱に当たっては慎重を期すこと。

4 要綱第5（防犯連絡委員の任期）

防犯連絡委員の任期は2年とし、適任である場合は継続して委嘱できることとした。

なお、委嘱後又は防犯連絡委員としてふさわしくない行為や本人から辞任の申出があったときは、残任期の有無にかかわらず委嘱を取消すこと。

5 要綱第6（防犯連絡委員の活動要領）

(1) 本項は、防犯連絡委員の具体的活動を限定して列挙したものであるが、本人に過大な負担がかからないように防犯協会等とよく連絡を取るなど十分配慮すること。

なお、防犯連絡委員が知り得た個人の秘密をみだりに他に漏らしたり、地域住民との間に融和を欠くようなことのないように指導を徹底すること。

(2) 防犯連絡委員の性格上、「防犯診断」、「少年補導」については、防犯連絡委員に単独で行わせることなく、警察官の行う活動に協力して行うこととしたものである。

(3) 警察に連絡すべき事項は、具体的には次のとおりであるが、積極的な協力が得られるよう指導しておくこと。

ア 犯罪又は各種事故を見聞きしたとき。

イ 犯罪捜査の手掛かりになる情報を見聞きしたとき。

ウ 非行少年等を見聞きしたとき。

エ 家出人、迷い子その他救護を必要とする者を発見したとき。

オ 極左暴力集団の活動と関係があると認められる不審な者及び行動を見聞きしたとき。

カ その他警察措置を必要と認める事項があるとき。

(4) 防犯連絡委員から、上記事項が交番等又は署においてこれを受理したときは、速やかに生活安全課に報告するものとする。

生活安全課においては、その主務課（係）に通報し、その処理結果を必ず防犯連絡委員に回答すること。

6 要綱第7（防犯連絡会等の設置）

防犯連絡会の設置基準は、署所在地、交番等の単位としているが、連絡会が効果的に運営されるためには、20人程度の防犯連絡委員で組織するのが望ましいので、行政区や交番等の实情に応じて複数の連絡会を設置できることとした。

7 要綱第8（連絡会の運営）

(1) 連絡会の役員は、会長のほか必要により副会長その他の役員を置くものとし、事

務局は、交番等に置くこと。

- (2) 生活安全課長及び地域課幹部は連絡会の結成、会議の開催など連絡会運営について積極的に指導・助言を行うこと。
- (3) 交番等の勤務員は、連絡会の活発な運営を図るため、会議の随時開催や運営等について連絡会長等役員と緊密な連携及び指導、援助を怠らないこと。
- (4) 連絡会議には、必ず生活安全課長、地域課長等署の幹部が出席して防犯連絡委員の平素の労をねぎらうとともに地域の防犯対策等について指導・助言を行い、地域安全活動が一層活発に促進されるように配慮すること。

8 要綱第9（地区防犯連絡会協議会）

- (1) 地区協議会には、会長等必要な役員と事務局を置き、その事務は地区防犯協会連合会事務局員が当たること。

生活安全課長は、その事務処理に積極的に協力すること。

- (2) 地区協議会会議は、地域の防犯連絡所活動の一体的運営を図るうえで重要であることから、季節地域安全運動の時期をとらえるなどして年数回開催するように配慮すること。

その開催に当たっては、生活安全課長は積極的に援助協力すること。

- (3) 署長は、地区協議会会議に警察署幹部を積極的に出席させ、協議会の運営が機能するように指導・援助に努めること。
- (4) 署長は、地区協議会会議において、関係者から寄せられた警察に対する意見、要望等を警察活動に反映させるように努めること。

9 要綱第10（名簿の備付け）

防犯連絡所防犯連絡委員名簿は、市町村防犯協会及び地区防犯協会連合会に備付けておくこととしているが、署においても生活安全課、地域課に備付けるとともに、交番等の管内要覧に登載しておくこと。

10 その他（表彰）

署長は、連絡会長、地区協議会長等関係者の意見を聞くなどして、毎年実施している防犯功労表彰に際し、防犯連絡委員の表彰上申に配慮すること。

別 添

防犯連絡所設置運営要綱

社団法人岩手県防犯協会連合会定款第46号の規定に基づき、防犯連絡所設置運営要綱を次のように定める。

平成2年10月31日

社団法人岩手県防犯協会連合会
会長 中 村 直

防犯連絡所設置運営要綱

（目的）

第1 この要綱は、犯罪のない明るい地域づくりを推進するため、地域住民による自主防犯体制を確立し、効果的な防犯活動が行われるよう防犯連絡所の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（防犯連絡所の性格）

第2 防犯連絡所は、地域住民の自主防犯活動の拠点とする。

（防犯連絡所の設置基準）

第3 防犯連絡所は、市町村防犯協会のもとに置く。

2 防犯連絡所は、次の基準により設置するものとする。

(1) 一般の地域にあっては、おおむね100世帯に一箇所

(2) その他行政区画、住宅状況、交通環境、犯罪情勢等に応じて防犯上必要な箇所

（防犯連絡委員の委嘱等）

第4 防犯連絡所に防犯連絡委員を置く。

2 防犯連絡委員は、地域住民から信望があり、かつ、自主防犯活動に熱意と実行力のある者のうちから地区防犯協会役員、町内会長、自治会長等の推薦により市町村防犯協会長が、警察署長と協議の上連名で委嘱する。

3 防犯連絡委員の委嘱は、委嘱状（様式第1号）により行うものとする。

4 防犯連絡委員の委嘱を受けた者は、防犯連絡所の標識（様式第2号）を当該連絡所の見やすい場所に掲げるものとする。

（防犯連絡委員の任期）

第5 防犯連絡委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（防犯連絡委員の活動要領）

第6 防犯連絡委員は、区域内の住民と常に連絡を密にし、町内会、自治会、地区防犯協会及び所轄警察署の署所在地、交番、駐在所（以下「交番等」という。）と協力して次の活動を行い、防犯思想の普及宣伝及び犯罪の防止に努めるものとする。

(1) 防犯座談会の開催

(2) 警察の行う防犯活動、防犯診断、少年補導等への協力

(3) 地域安全運動への参加

(4) 防犯広報資料の配付、回覧及び掲示

2 次の事項については、適宜な方法により警察官に連絡するものとする。

(1) 犯罪や事故等警察の措置を必要とする事項があるとき。

(2) 防犯について意見、要望があるとき。

（防犯連絡会等の設置）

第7 市町村防犯協会は、交番等の単位に防犯連絡委員をもって防犯連絡会（以下「連絡会」という。）を置くものとする。ただし、交番等の状況により複数の連絡会を設置することができる。

2 連絡会には、当該地域又は交番等の名称を冠するものとする。

3 連絡会には、防犯連絡委員の互選により会長を置くものとする。

4 市町村防犯協会は、必要により市町村防犯連絡会協議会を置くことができる。

（連絡会の運営）

第8 連絡会は、連絡会の会長が主宰し、地域における防犯連絡所の有機的連携を図り、その自主防犯活動を強化するため、次の事項について協議するものとする。

(1) 地域内における自主防犯に関する事項

(2) その他防犯活動に関する情報及び意見

2 会長は、連絡会議を開催するときは、交番等の警察官と緊密な連絡を図るものとする。必要により所轄警察署の生活安全課員、地域課員等及び防犯協会役員の出席を求めることができる。

（地区防犯連絡協議会）

第9 地区防犯協会連合会に地区防犯連絡会協議会（以下「地区協議会」という。）を置くものとする。

2 地区協議会は、連絡会長をもって組織する。

3 その他地区協議会に関する事項は、別途定めるものとする。

（名簿の備付け）

第10 市町村防犯協会及び地区防犯協会連合会に防犯連絡所防犯連絡委員名簿（様式第3号）を備付けるものとする。

委 嘱 状

殿

あなたを防犯連絡所防犯連絡委員に委嘱します

平成 年 月 日

防 犯 協 会 長
警 察 署 長

様式第2号(第4関係)

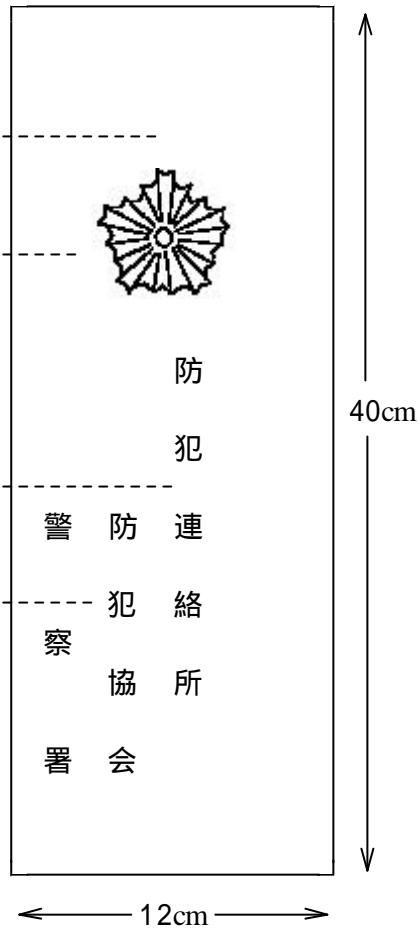
(注)

警察マーク
(金色)

厚さ0.2ミリの
緑色地プラスチ
ック製板

黒文字

黒文字



様式第3号（第10条関係）

防犯連絡所防犯連絡委員名簿

（ 派出所、駐在所名 ）

番号	住 所	職 業	氏 名	生年月日	電話番号	委嘱年月日	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

- （注） 1 番号は、見やすいように付けたものである。
2 備考欄に、連絡会長には 印を、副会長には 印を付けること。

地区防犯連絡会協議会会則

社団法人岩手県防犯協会連合会定款第46条の規定に基づき、地区防犯連絡会協議会会則を次のように定める。

平成2年10月31日

社団法人岩手県防犯協会連合会
会 長 中村 直

地区防犯連絡会協議会会則

(目的)

第1条 地区防犯連絡会協議会(以下「地区協議会」という。)は、防犯連絡所防犯連絡委員相互が連絡協調し、防犯連絡所の活発な活動を推進して犯罪のない明るい社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 地区協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及高揚
- (2) 防犯連絡会相互の連絡調整
- (3) 各種防犯団体との連絡協調
- (4) 防犯連絡所防犯連絡委員の研修
- (5) その他必要と認める事業

(役員)

第3条 地区協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 若干名

- 2 前項の役員は、地区協議会において構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、地区協議会の事務を総理し、地区協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第4条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第5条 地区協議会に顧問及び参与を置く。

- 2 顧問には、所轄警察署長を推戴する。
- 3 参与には、所轄警察署防犯課(係)長及び同外勤課(係)長を推戴する。
- 4 顧問は、地区協議会の諮問に応じ、地区協議会の運営に関し必要な助言を行うことができる。
- 5 参与は、地区協議会の運営に参与し、地区協議会の運営に関し必要な意見を述べることができる。

(地区協議会の運営)

第6条 会長は、地区協議会の運営に当たっては、所轄警察署と緊密な連携を図り、防犯連絡委員による活動が効果的に推進されるように配慮するものとする。

(会議)

第7条 地区協議会の会議は、定例協議会及び臨時協議会とする。

- 2 定例協議会は、会長が毎年1回招集し、その議長となり次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 役員を選任
 - (3) その他会長が必要と認める事項。
- 3 臨時協議会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる
- 5 防犯連絡会長は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人に委任

することができる。

(経費)

第8条 地区協議会の運営に必要な経費は、地区防犯協会連合会の事業費をもってあてる。

(事務)

第9条 地区協議会に関する事務は、地区防犯協会連合会事務局において処理するものとする。

附 則

この会則は、平成2年11月1日から施行する。

岩手県防犯連絡所協議会連合会会則

社団法人岩手県防犯協会連合会定款第46条の規定に基づき、岩手県防犯連絡所協議会連合会会則を次のように定める。

平成2年10月31日

社団法人岩手県防犯協会連合会
会 長 中村 直

岩手県防犯連絡所協議会連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、岩手県防犯連絡所協議会連合会(以下「県協議会」という。)という。

(組織)

第2条 県協議会は、各地区防犯連絡会協議会をもって組織する。

(事務局)

第3条 県協議会の事務局は、社団法人岩手県防犯協会連合会事務局に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 県協議会は、各地区防犯連絡会協議会相互の連携を密にして自主防犯活動を推進し、犯罪のない明るい社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 県協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及高揚
- (2) 防犯連絡会協議会相互の連絡調整
- (3) 各種防犯団体との連絡協調
- (4) 防犯連絡所防犯連絡委員の研修
- (5) その他必要と認める事業

第3章 役員等

(役員)

第6条 県協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

理 事(会長及び副会長を含む) 17名

2 理事は、各地区防犯連絡協議会長をもってあてる。

3 会長、副会長は、理事のなかから理事会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、県協議会を代表し、会務を統轄し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、県協議会の事業目的遂行に必要な会務を審議する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第9条 県協議会に顧問及び参与を置く。

2 顧問には、岩手県警察本部長を推戴する。

3 参与には、岩手県警察本部防犯部長、同防犯少年課長、同外勤課長を推戴する。

4 顧問は、県協議会の諮問に応じ、県協議会の運営に関し必要な助言を行うことができる。

5 参与は、県協議会の運営に参加し、県協議会の運営に関し必要な意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議)

第10条 県協議会の会議は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、会長が毎年1回招集し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 役員を選任

(3) その他会長が必要と認める事項

3 臨時理事会は、会長が必要を認めたとし招集する。

(会議運営)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人に委任することができる。

附 則

この会則は、平成2年11月1日から施行する。